

展示動物を含む野生動物の飼養管理に関する課題について

羽山伸一

日本獣医生命科学大学野生動物学研究室教授

徳山奈帆子

京都大学野生動物研究センター助教
総合地球環境学研究所協同研究員

山梨裕美

京都動物園生き物・学び研究センター主席研究員

椎原春一

大牟田市動物園 園長

町屋奈

(公社)日本動物福祉協会獣医査察官

山崎恵子

(一社)アニマル・リテラシー総研代表理事

Wild Welfare

他 1 名

<順不同>

展示動物を含む野生動物の飼養管理に関する課題について

1.はじめに

我が国における野生動物の飼育に関しては様々な問題点が存在する。特に第一種動物取扱業の展示業の飼育施設は、動物園の4つの役割(種の保存、教育・環境教育、調査・研究、レクリエーション)を果たすべく活動している施設以外にも、触れ合いを主体とした施設や娯楽を主眼とした施設などが多く存在する。現在、(公社)日本動物園水族館協会には141施設(動物園90、水族館51)が加盟しているが、展示業として管轄自治体に登録をしている施設は全国で3,000を超える。我が国では、そもそも『動物園』という定義が法的になされていないためにその名称も多くの施設が自由勝手に用いているのが現状である。展示業として登録されている全国3,000強の施設の中には野生動物との過剰なふれあいなどを実施しているところも多々あり動物福祉の課題のみならず感染症や咬傷事故などの危険をはらんでいる。今後このような問題を解消していくために我が国における野生動物の飼育に関してはさらなる規制が必要であると考え、「動物との共生を考える連絡会」では専門家からの意見をまとめ以下の提言をする。

2.現状の問題

1) 人獣共通感染症の問題

近年全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症などに代表されるように自然界にはまだ多くの未知の病原体が存在する。特に疫学的に考えると動物が過剰なストレス下に置かれた時及び人間と密な接触をした時が最も危険であるとされている。それ故に一般の人々に様々な野生動物と密な触れ合いをさせることは危険であり公衆衛生上厳しく規制する必要がある。

2) 事故等の問題

野生動物は家畜と異なり基本的には人間が行動管理を徹底することが非常に難しく過去にも国内外において飼育係やトレーナーのみならず一般の施設来場者などが動物に危害を加えられた事例は数多くある。

3) 動物福祉の問題

野生動物はそれぞれの種に適した環境、すなわち自然の生息地で暮らす。飼育をする人間は可能な限り適切な生活環境を提供しなければならない。環境省が動物の愛護及び管理に関する法律(以下動愛法)の中に、「第一種、二種動物取扱業における犬猫の飼養管理基準」を定めている。これはそれらの動物の飼育環境をより健全な状態へと改善する必要性が認められたからである。多くの野生種は飼育下で常同行動などの異常な行動を展開させるように

なっている。これは明らかに生活環境がその種に適したものでなく、また個体の順応能力を超えた状態であることなどから生じるものである。ここにも占有者が守らなければならない基準が必要である。また、ふれあいによる動物のストレスは甚大で動物福祉が侵害される他、落下などによる怪我等のリスクもある。

4) 密輸・密猟の問題

希少な動物の密輸や違法な取引が横行している現状に対する行動が必要である。スロロリスやコツメカワウソなど保護の対象とされている希少種の密輸などが摘発されていることなどに対する抜本的な対策を国が考える必要がある。これは国が推奨している SDGs に合致することである。

(日本国内における密猟は鳥獣保護管理法によって取り締まられている。)

3. 対策案

1) 『動物園』の定義及び展示業の許可制

野生動物の飼育展示をする「業」により厳密な定義を設ける必要がある。「動物園」という名称を定義しそれに付随した許可や査察の制度を設け、野生動物の専門的知識や技術のない者の飼育を制限する。

2) ホワイトリスト化

特に感染症や事故、逸走など公衆衛生上の問題を回避するためには一般のペットとしての野生種の飼育を原則禁止する、もしくは飼育可能な種の一覧(ホワイト・リスト)を作成しそこないものは飼育不可にする。

3) 所有者・占有者の制限及び査察

野生動物の展示、販売等に従事する業者が自ら扱うすべての種に関する生理、習性、生態に対する知識を有することをチェックする制度を考える。これには学識経験者などの協力が必要になる。特に、野生動物を扱う動物取扱業の責任者には、特別措置を設ける(知識、技術などの確認)。

4. まとめ

我が国における野生動物の飼育の実態ははっきりとしない部分も多いが、野生種の飼育は動物福祉と公衆衛生両方の側面から多くの問題が見受けられる。この課題はこれまでの動愛法では対処するには限界がある。しかし非常に多くの野生動物が国外から持ち込まれていることは確かである。その裏には密猟及び生態系など環境の問題もはらんでいる。

これらの現状に対して迅速な対応が必要であることを国及び国民全体が認識するべきである。